

令和7年1月

(免税事業所)

主催 (一社)川口地区労働基準協会
後援 川口労働基準監督署

新入者安全衛生教育講習開催のご案内

労働安全衛生法第59条第1項の規定により、「事業者は、新入の労働者に対してその従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」とされています。

新入者は災害にあう度合いが高く、安全と衛生は大きな課題でありテーマであります。協会といたしましても、新入者の方々を対象に、下記により雇入れ時教育の一端として講習会を開催する事となりましたので、是非ご参加くださいますようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和7年4月11日(金) 受付9:30～ 講習 10:00～17:15
- 2 会 場 川口機械工業協同組合3階 川口市本町3-3-6 (JR川口駅下車東口徒歩7分)
- 3 講習内容 ①新入者のためのビジネスマナー (マナー講師)
②安全・衛生・健康についての基本的な知識「新入者安全衛生テキスト」使用
- 4 受講費用 (1) 会員事業場の受講者
7,780 円 (テキスト代・消費税含む)
(2) 非会員事業場の受講者
8,880 円 (テキスト代・消費税含む)
- 5 定 員 50名 申込締切日 令和7年4月4日(金)
- 6 申込方法 **事前にお電話にて、ご予約下さい。予約順に席をお取りします。**
次のいずれかの方法によりお申込みください。
 - ① 受講費用を下記口座に振込みし、受講申込書を FAX 又は郵送。
【振込先】埼玉りそな銀行川口支店普通0022891 (一社) 川口地区労働基準協会
*振込み確認後、受講票をFAXします。
※なお、請求書・領収書が必要な場合は、返信用封筒(定型サイズ、宛先明記110円切手貼付)を申込書に同封してご郵送ください。
 - ② 受講申込書に受講費用を添えて事務局に持参
※納入いただいた講習費用は、お返しいたしません。
- 7 申 込 先 (一社)川口地区労働基準協会 TEL 048-258-3756 FAX 048-253-7620
〒332-0016 川口市幸町1-1-17フクロク・ハイ・マンション1号館201号室
- 8 修 了 証 修了者には『修了証』を交付します。
- 9 そ の 他 駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。
テキストは、講習日当日にお渡しいたします。

.....✂.....キリトリ.....✂.....

令和7年度 新入者安全衛生教育講習 受講申込書

事業所名	担当者名			
所在地	TEL :			
	FAX :			
(フリガナ)	修了証番号	昭和・平成	年	月 日生
受講者名	修了証番号	昭和・平成	年	月 日生
生年月日	修了証番号	昭和・平成	年	月 日生

*受講申込書にご記入いただいた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

*受講者名欄が足りない場合は、別紙でお申込み下さい。